

○高森町建設工事に係る受注希望型競争入札（事後審査、郵送方式）実施要領

平成29年8月22日要領第7号

高森町建設工事に係る受注希望型競争入札（事後審査、郵送方式）実施要領

高森町建設工事に係る受注希望型競争入札（事後審査、郵送方式）実施要領（平成19年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、高森町発注の建設工事について、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札、契約手続の透明性、公平性、競争性を一層高めることを目的とし、入札参加希望者は入札公告に基づき入札書を郵送し、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格である場合に落札決定するという「建設工事に係る受注希望型競争入札（事後審査、郵送方式）」の事務、審査手続を定めるものである。

（対象工事）

第2条 この要領において対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事とする。

- （1） 予定価格が8,000万円以上（消費税込）の土木一式工事
- （2） 予定価格が9,000万円以上（消費税込）の建築一式工事
- （3） その他、高森町建設工事請負人等選定委員会が必要と認めた工事

（入札の公告）

第3条 町長は、対象工事を本競争入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び財務規則（昭和54年規則第2号）第106条の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。

- （1） 高森町公式ホームページへの掲載
- （2） 高森町役場での閲覧

2 町長は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

- （1） 入札に付する工事名、工事概要に関する事項
- （2） 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- （3） 入札心得に関する事項及び設計図書等（設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書をいう。以下同じ。）を示す方法に関する事項
- （4） 質問の受付、回答に関する事項
- （5） 入札書等（入札書、工事内訳書及び当該対象工事の入札公告で提出が必要な書類をいう。

以下同じ。)の提出方法、入札の執行、開札に関する事項

- (6) 入札書等の不受理、無効に関する事項
- (7) 落札者の決定、入札参加資格要件の審査に関する事項
- (8) 入札保証金、支払条件、工期、工事費内訳書及び契約保証に関する事項
- (9) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告は、公告例(様式1)により行うものとする。

4 公告の期間(公告日から入札書提出期限までをいう。以下同じ。)は、原則として15日(高森町の休日を定める条例(平成元年条例第16号)第1条に規定する高森町の休日(以下「休日」という。)を含む。)以上とする。ただし、特に急施を必要とする入札の場合は、10日(休日を含む。)を限度として短縮することができる。

(入札参加資格要件)

第4条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格要件」という。)は、入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 建設工事等入札参加資格者に係る町又は長野県の入札参加停止要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 建設工事入札参加資格を有する者であること。

オ 有効な経営事項審査を有している者であること。

カ 町が発注の他の対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。

キ 町が発注の他の対象工事において、建設工事等検査要綱による文書による修補指示を受けていない者であること。

ク 町が発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第31条に基づく工事完成の通知をしていない者でないこと。

ケ 町が発注の他の対象工事の入札において、協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

コ 町が発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、

入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(2) 工事ごとに定める入札参加資格要件

ア 入札に付する工事に対応した高森町建設工事入札参加資格を有する者であること。

イ 共同企業体にあつては、公告日現在において共同企業体による建設工事入札参加資格の申請が、町に対して提出されている者であること。

ウ 業種に関する要件を満たしている者であること。

エ 長野県が示した資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。

オ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他町長が定める要件を満たしている者であること。

(入札参加資格要件の決定)

第5条 町長は、入札参加資格要件を定めようとするときは、高森町建設工事請負人等選定委員会要領（昭和52年9月1日制定）第4条の規定による建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定するものとする。

(入札心得及び設計図書等)

第6条 町長は、入札心得、設計図書等については町長が入札公告に示した方法により周知するものとする。

2 第3条第1項の掲載及び前項の閲覧は、入札書等提出期限の日まで行うものとする。

(設計図書等に対する質問、回答)

第7条 設計図書等に対する質問は、質問書（様式2）により受け付けるものとし、入札公告の日から入札書等提出期限の日までの間のうち、4日間（休日を含まない。）程度の受付期間を設定し、受付最終日の締め切り時間は17時とする。ただし、再度入札の場合は、2日間（休日を含まない。）を限度として質問受付期間を短縮することができる。

2 町長は、前項の質問に対する回答を速やかに高森町公式ホームページに掲載するものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明会は行わない。

(工事費内訳書の提出)

第9条 町長は、入札書の提出に併せ、入札参加者全員から対象工事に係る工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(入札書等の提出方法)

第10条 入札書等は、次の方法により郵送で提出しなければならない。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事名、工事カ所名及び入札者の商号又は名称等を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び工事費内訳書を入れ、封筒の表面に、開札日、工事名、工事カ所名、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者名及び担当者連絡先(電話番号、FAX番号)を記載すること。

2 入札書等は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、入札公告に指定する配達日(以下「入札書等配達指定日」という。)を指定して郵送しなければならない。

(入札書等の提出期限等)

第11条 入札書等の提出期限は、開札日の前日(休日を含まない。)とする。

(入札書等の受理、管理等)

第12条 郵送により提出のあった入札書等は、入札書等配達指定日に郵便局から発注者に配達され、これを受領するものとする。

- 2 前項により配達され受領した入札書等の外封筒により、第4条第1号アからエ、同号カからコ及び第10条に規定する要件等を満たしていることを確認するものとする。
- 3 受領した入札書等は、施錠できる保管場所を設け、厳重に管理するものとする。
- 4 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
- 5 一度提出された入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札経過書の作成)

第13条 工事事務担当者は、開札日の前日に、外封筒の表記をもとに入札経過書を作成するものとする。なお、いかなる理由があっても外封筒を開封してはならない。

2 入札経過書には、入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を除き、対象工事に係る入札書を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

(開札)

第14条 開札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

- 2 開札は公開とする。
- 3 町長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名す

るものとする。

- 5 開札執行回数は1回とし、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、最低入札価格の入札者名及び入札金額を読み上げ、開札を終了するものとする。
- 6 町長は、同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に出席していないときには第3項により指定した職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
- 7 町長は、開札後、予定価格及び高森町最低制限価格制度実施要綱（平成27年要綱第2号）第3条に基づき算出した最低制限価格（以下、最低制限価格という）の制限の範囲内の価格をもって入札をした者の最低入札価格から順次入札金額、入札者名を読み上げ、落札を保留し有効な最低価格入札者から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。
- 8 開札した中封筒は、入札書、外封筒及び工事費内訳書とともに保存するものとする。

（落札候補者決定のための入札参加資格要件審査）

第15条 町長は、第14条第7項の規定により落札を保留したときは、速やかに、すべての入札者について第4条第2号（アからエ及びカからク）の工事ごとに定める入札参加資格要件を満たしていることの審査を行うものとする。

- 2 前項の審査の結果における適格者のうち予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低価格入札者を落札候補者とし、当該審査以降において最低価格入札者が無効（失格）となった場合に、順次、落札候補者に繰り上がるものとする。

（工事費内訳書の審査）

第16条 町長は、前条の規定による落札候補者から提出された工事費内訳書の審査を行うものとする。

（入札参加資格要件審査書類の提出）

第17条 町長は、前条の工事費内訳書の審査に適合すると認めた落札候補者に対し、速やかにFAX（様式3）及び電話により連絡し、入札公告に示す入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとする。

- 2 入札参加資格要件審査書類は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（休日を含まない。）以内に持参により提出しなければならないものとする。
- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために町長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効（失格）とする。

(入札参加資格要件の審査)

第18条 町長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

2 前項の審査は、入札書、工事費内訳書及び前条第1項の規定により提出された書類により行うものとする。

3 入札参加資格要件の審査は、前条第2項に規定する入札参加資格要件審査書類の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を含まない。)以内に行わなければならない。

4 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書(様式4)により取りまとめ、入札書、入札参加資格要件審査書類とともに保存するものとする。

(落札決定方法)

第19条 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格の中で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定)

第20条 町長は、落札候補者が当該要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定の上、当該落札者にFAX(様式5)及び電話により連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 町長は、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書(様式6)により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第21条 入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、前条第2項の通知の日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、町長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書(様式7)を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 町長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、回答書(様式8)により回答する。

4 当該苦情の申立ては、第18条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(入札書等の不受理)

第22条 次の各号のいずれかに該当する入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は受理しないものとし、入札書不受理通知書（様式9）を添えて、当該入札者に普通郵便で郵送するものとする。

- (1) 第10第2項に規定する郵送方法以外の方法により提出された入札書等
- (2) 入札公告に示す提出期限（入札書等配達指定日）以外の日に着した入札書等
- (3) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等
- (4) 外封筒表記の開札日、工事名、工事カ所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
- (5) 外封筒表記の商号又は名称が記載されていない入札書等
- (6) 外封筒に開札日、工事名、工事カ所名、商号又は名称のいずれかが複数記載されている入札書等
- (7) 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (8) 第4条第1号のアからエ及びカからコに掲げる要件を満たしていない入札書等
- (9) 入札公告の2一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項のその他欄において、入札参加できないと明記されている者が入札した入札書

(入札書の無効)

第23条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 中封筒がない入札書
- (2) 中封筒表記の開札日、工事名、工事カ所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
- (3) 中封筒表記に商号又は名称が記載されていない入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (5) 商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (6) 発注者の記載がないか誤っている入札書
- (7) 金額の記入がない入札書
- (8) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (9) 入札書の工事名、工事カ所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (10) 入札書の工事名、工事カ所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書

- (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (12) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
 - (13) 入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
 - (14) 入札公告に示す参加資格業種、資格総合点数、特定建設業の許可、営業所の所在地に関する要件又はその他の要件を満たさない者が入札した入札書
- (入札書の無効(失格))

第24条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 工事費内訳書の工事名、工事カ所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)
 - (2) 工事費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書
 - (3) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書ただし、工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合は除く
 - (4) 内容が未記入など、不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
 - (5) 第17第2項に規定する提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しない者の入札書
 - (6) 入札公告に示す経営事項審査結果通知書、同種、専門性及び納税証明書に関する入札参加資格要件を満たさない者が入札した入札書
 - (7) 提出期限内に調査の対象となったが、調査書類を提出しない者の入札書
 - (8) 調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
 - (9) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者の入札した入札書
 - (10) 入札参加者が協定して入札した入札書
 - (11) 上記(1)から(10)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
- (入札結果等の公表)

第25条 町長は、対象工事の開札状況及び入札経過書を閲覧に供することにより公表するものとする。

- 2 前項の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月1日から入札公告する対象工事から適用する。
- 2 この要領は、平成20年6月5日から入札公告する対象工事から適用する。
- 3 この要領は、平成23年5月12日から入札公告する対象工事から適用する。

- 4 この要領は、平成24年 8 月27日から入札公告する対象工事から適用する。
- 5 この要領は、平成24年11月16日から入札公告する対象工事から適用する。
- 6 この要領は、平成26年 4 月 1 日から入札公告する対象工事から適用する。
- 7 この要領は、平成28年 5 月 2 日から入札公告する対象工事から適用する。
- 8 この要領は、平成29年 8 月22日から入札公告する対象工事から適用する。

様式（省略）